

国分寺市地域共生推進課の組織構成と分掌事務及び重層事業に係る基本情報

地域共生推進課長

地域共生推進担当

係長	1名
主任・一般	5名
月額会計年度	2名
時間額会計年度	3名

重層的支援体制整備担当

係長	1名
----	----

指導調整担当

係長	3名
主任・一般	4名
時間額会計年度	1名

分掌事務

- 1 地域共生推進に係る総合調整に関すること。
- 2 健康部、福祉部及び子ども家庭部に係る計画調整に関すること。
- 3 社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会、一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会、公益社団法人国分寺市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- 4 民生委員、児童委員及び民生委員推せん会に関すること。
- 5 保護司に関すること。
- 6 社会を明るくする運動に関すること。
- 7 災害弔慰金及び災害援護資金に関すること。
- 8 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
- 9 原子爆弾被爆者見舞金に関すること。
- 10 旧軍人及び旧軍人の遺族等の援護に関すること。
- 11 在日外国人等福祉給付金に関すること。
- 12 福祉センターの管理運営に関すること。
- 13 第三者評価に関する総合調整に関すること。
- 14 福祉に関する苦情処理の総合調整に関すること。

分掌事務

- 1 社会福祉法人の認可及び指導検査に関すること。
- 2 介護保険サービスの指導検査に関すること。
- 3 障害福祉サービス等の指導検査に関すること。
- 4 教育・保育施設の指導検査に関すること。
- 5 地域型保育施設の指導検査に関すること。

国分寺市健康部地域共生推進課： 正規職員 15名（課長1名、係長5名、主任・一般9名）、月額会計年度任用職員2名、時間額会計年度任用職員4名

重層的支援体制整備事業の基本情報（令和5年12月1日現在 人口128,724人）

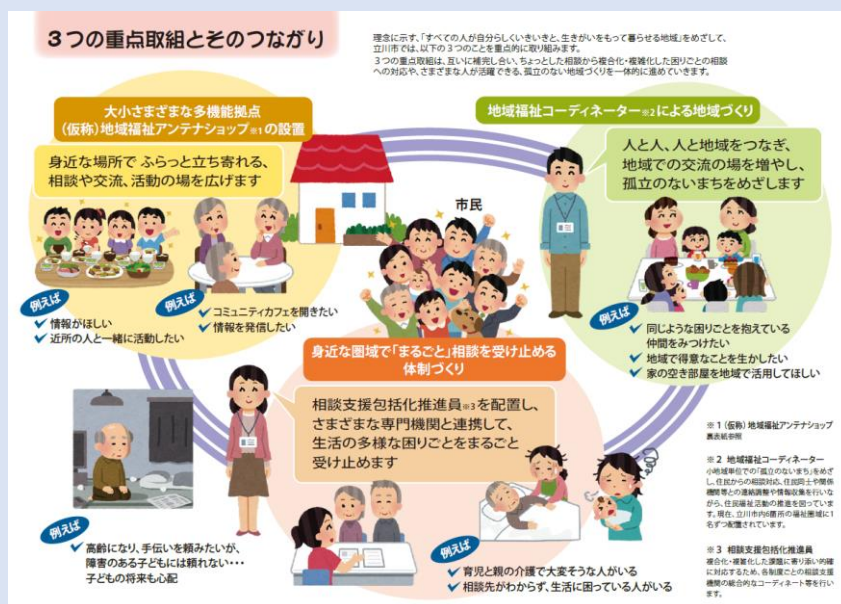
1	重層的支援体制整備事業の所管課		地域共生推進課（重層的支援体制整備担当）
2	地域福祉業務の内容		地域福祉全般を担当
3	制度福祉の所管課	生活困窮者自立支援事業	生活福祉課
		生活支援体制整備事業	高齢福祉課
		地域包括支援センター事業	高齢福祉課
4	相談支援包括化推進委員の担当		社協4名（地域福祉コーディネーター）・市職員1名
5	重層的支援関連会議		重層的支援会議、支援会議、相談支援総合調整会議
6	体制整備において連携する関係部署等		相談支援総合調整会議構成各課
7	社協以外との官民協働の広がり		地域福祉推進協議会

(2) 孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進

- 支援が必要となった時に、支援につながっていない方、手助けを求められない方をなくし、お互いに助け合えるようにするためには、地域の人々がさまざまな「つながり」を保つことが必要です。
- 新型コロナの感染拡大による外出行動の抑制や、3密（密閉・密集・密接）を避けた行動の奨励により、オンライン化が浸透し、SNSなどの新しいコミュニケーションツールの利用が増加した一方で、子どもや高齢者等が「集う」場が相次いで閉鎖され、従来その場で行われていた「会う」「集う」といった交流の機会が失われました。また、これまで支援の対象と見なされていなかった若者や、外国にルーツを持つ子供や家族など、社会において内在していた孤独・孤立の問題がコロナをきっかけとして表面化しました。
- 国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、令和5年5月には「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。
- 一方で、内閣府による「社会意識に関する世論調査」では、地域における交流に対する意識について、若年層や大都市において、「挨拶をする程度」を望む割合が高くなっており、生活様式の変化とともに「緩やかなつながり」が求められている状況が伺えます。
- 例えば、コロナ禍では、「集う」ことが困難になった中で、子ども食堂が、集って会食する通常のスタイルから、「食材」や「お弁当」を配布（取りにくる）したり、自宅まで届けるといった形態をとりながら、本人や家族の様子を伺うという方法も広がりを見せました。このようなモノを介した新しいつながりのスタイルは、コロナ禍が落ち着きを見せつつある今日においても取り組まれています。また、子育てサロン、高齢者の通いの場などを運営している団体では、オンラインを活用した子育てサロンの開催、SNSなどを活用した高齢者同士の交流を行うなど、デジタルを活用したつながりづくりが広がりました。
- こうしたことから、身近な地域で、課題を抱える方も、そうでない方も、気軽に集まり、安心して通えるような「居場所」は、現代の暮らしの中で、住民同士の気に掛け合う関係づくりを醸成するとともに、ちょっとした相談ごとや居場所の運営に自ら参加するといった役割づくりの核としても期待されます。
- また、デジタルを活用することにより、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、時間や場所を選ぶことなく人とのつながりをつくることができます。
- これからの地域福祉においては、人と人とが「緩やかなつながり」を保つとともに、本人や家族にとって居心地のいい「居場所」を見つけること、また、デジタルも活用しながら、そのつながりが蜘蛛の巣のように、糸が1本、2本、3本と重なり合うイメージで、「つながれる先を複数もつこと」が暮らしを支える基盤になると考えられます。

「地域福祉アンテナショップ」(立川市) ーさまざまなテーマで近隣住民の交流を広くつなぐ、活動の場ー

- 立川市では、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とする立川市第4次地域福祉計画を策定しており、市民に親しみをもってもらうため、計画の愛称を「立川市地域しあわせ・支えあいプラン」としています。
- 「地域福祉アンテナショップ」は、「すべての人が自分らしくいきいきと、生きがいをもって暮らせる地域」をめざして、重点的に取り組むとした3つの事項の1つです。



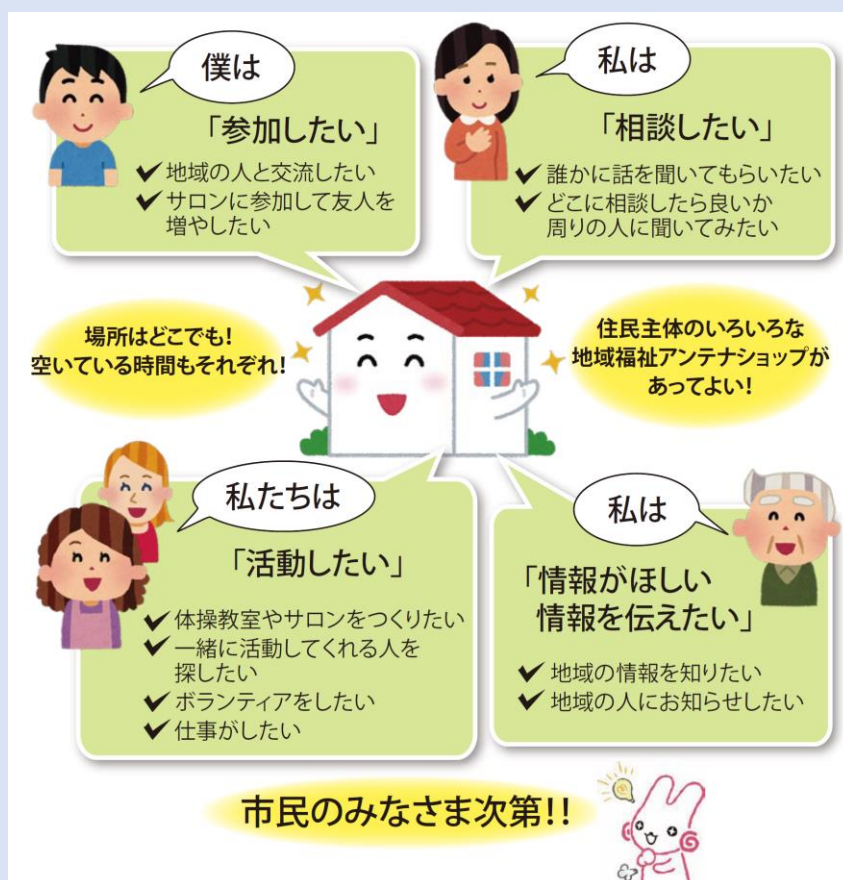
資料：「立川市地域しあわせ・支えあいプラン」ダイジェスト版より抜粋

- 「地域福祉アンテナショップ」とは、地域住民にとって身近な交流、相談、活動などの拠点として、地域にある空き部屋や企業の空きスペース等を活用し、行政、専門職等の支援をもとに、住民主体の運営を基礎としたサロン・コミュニティカフェの実施など、誰もがふらっと立ち寄れる交流場所のことです。
- 名称については、現計画の策定作業時に開催した地域懇談会報告会(3つの町で開催した懇談会の報告会)の場で、参加者の方から当時、駅の近くにあった「農産物直売所+姉妹都市アンテナショップ」を例示され、「通りに開かれていて、誰に対しても歓迎ムードがあり、ふらりと入りやすい」「地方アンテナショップってどこもワクワク楽しい」という趣旨で提案がありました。「広く地域にアンテナを巡らせる拠点」というイメージも持ってもらいやすい、というところから決定した名称です。

○ また、地域福祉アンテナショップでは、相談窓口を設けていません。何気ないおしゃべりから、気になっていた近所の情報、どこに相談して良いか分からないことなど、そこで過ごしている地域住民から自然と相談が入るようになり交流が生まれます。この地域福祉アンテナショップは、地域福祉コーディネーターがそこで受けた相談を各機関へつなぐとともに、地域住民自身が身近な相談者として活躍していくこともめざしています。

○ 市では、地域の特性などにより区分した中規模な地域福祉活動の基礎単位を、6福祉圏域としています。福祉圏域は、地域包括支援センターと、地区民生委員・児童委員協議会、子ども支援ネットワーク、地域福祉コーディネーターの担当エリアが一致しており、地域福祉を推進するにあたり、効果的な連携体制をとることができます。

将来的に、「全部型」 [=おおむね1週間に2日以上、開設される拠点] の地域福祉アンテナショップについて、各圏域に1つずつの設置をめざしているほか、住民や法人が柔軟に開設する「協働型」のようなさまざまな形態による設置を同時に進めています。



資料：「立川市地域しあわせ・支えあいプラン」ダイジェスト版より抜粋

－BASE☆298（全部型地域福祉アンテナショップ）－

“BASE☆298”という名称、には、2つの意味があります。

1つは、人と情報が集まる“BASE（基地）”という意味です。もう1つは、この場所に、地域の人たちから長年親しまれてきたお肉屋さんがあったことから、“298（肉屋）”という意味です。

ゆっくり本を読んだり、お友達と過ごしたり、勉強や仕事をしたり、自由に過ごしていただくことができます。



－スマイルキッチン（全部型地域福祉アンテナショップ）－

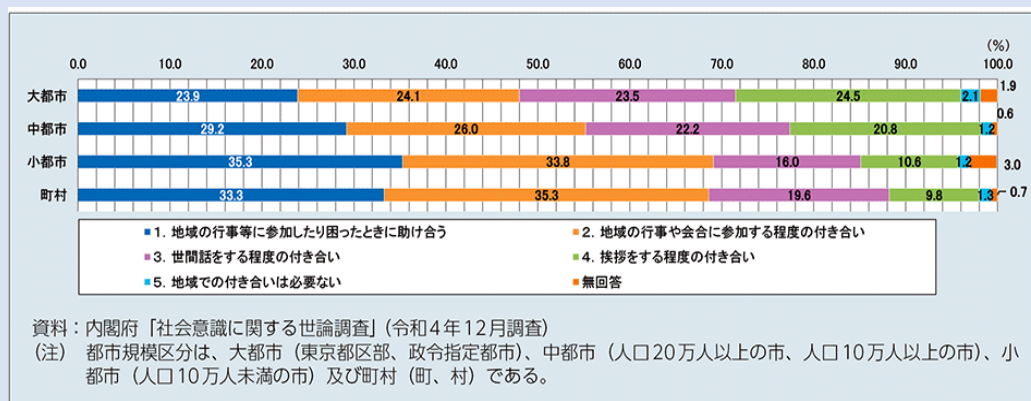
スマイルキッチンは鳥のさえずりが聞こえる緑豊かな場所です。2023年4月から地域福祉アンテナショップとして週3回、地域住民の交流スペースとして開かれています。木の温かみを感じる建物では地域住民が交流したり、趣味の活動など自由に過ごすことができます。また、特色として「食と人との交流」がテーマとなっています。第3日曜日には「食べて元気いっぱい だれでも食堂」が開催されています。



ご近所 SNS を通じた地域のつながりづくり ー心地よいつながりを育めるプラットフォームー

- 令和4年度「社会意識に関する世論調査」（内閣府）によると、大都市や中都市ほど、望ましい地域での付き合いの程度を「世間話をする程度」や「挨拶をする程度」の付き合いとする者の割合は高くなっています。ライフスタイルの変化から、地域とのつながりや結びつきが希薄化するなかで、デジタルを活用して、自宅にいながら、交流の機会やつながりを持つことが可能となっています。

<望ましい地域での付き合いの程度（都市規模別）>



資料：厚生労働省資料より抜粋

- 「ご近所 SNS」はコロナ禍で人と人との接触が制限される中で、利用者が大きく増えました。地域住民同士の交流を促すコミュニティアプリ「ピアッツァ」では、アプリを通じて、地域のイベントや習い事、リユース品の譲渡など、さまざまな情報交換が可能であるほか、知りたい情報や困ったことについて相談し合える機能を備えています。

- 同社の利用ガイドラインには、匿名性を基盤としつつも、「お互い様」の関係で心地良いご近所づきあいを続けていけるよう、居心地良い場をつくりあげるため、「お互いに敬意を持ちましょう」「あなたの情報が誰かの役に立ちます」「無理をせず自然なコミュニケーションを」と掲げられています。

また、同社代表取締役 CEO の矢野晃平氏は「ピアッツァ内でのつながりが、リアルなつながり、助け合える関係に発展していくために後押しをしていきたいと考えています」と述べています。

- 人と人とのつながりは、その人や地域が置かれている状況に応じて、さまざまなかたちでつくることができます。対面によるつながりはもちろん、「ご近所 SNS」のようなデジタルを活用したつながりづくりも有効です。
- 私たちの生活において、さまざまな機能を活用し、機会を捉えて、つながる先をいくつも持つことにより、日常生活での困りごとや周囲に手助けを求めるきっかけとなります。



資料：地域コミュニティアプリ | ピアッツァ (PIAZZA 株式会社)

(3) 災害に強い福祉の推進

- 介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所等が提供するサービスは、利用者やその家族の生活に欠かせないものであり、新型コロナウイルス流行下でも感染拡大の防止を図りつつ、事業運営や利用者への影響を最小限に抑える取組が行われました。
- しかし、子どもを持つ職員の中には、学校の臨時休業や保育所の休園などにより出勤ができなくなったり、濃厚接触者として外出自粛が求められ出勤ができないといった事態も発生しました。これにより、全国各地で深刻な職員不足となり、同一法人内での職員の確保、都道府県を通じた応援職員の派遣、関係団体や近隣施設からの応援等が行われました。
- また、令和6年1月に発生した能登半島地震では、インフラの復旧が長期化する見込みから、被災した施設利用者等の受入先確保が課題となりました。

- 都は、個別避難計画作成等の要配慮者支援体制の整備に取り組む区市町村を支援するほか、「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」の取組において、災害派遣福祉チーム（東京 DWAT）を設置し、福祉避難所等への福祉専門職の派遣に係る訓練を実施するなど、災害時における区市町村の要配慮者対策を広域的、人的に支援する体制の構築を進めていきます。
- また、福祉避難所に指定される施設の職員住宅の借り上げを支援することで、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の福祉避難所等として、災害時の迅速な対応を推進します。
- さらに、社会福祉施設が福祉避難所に指定された場合、要配慮者の受入れ場所としても役割を果たすことから、耐震診断・耐震改修及び耐震性が確保されている建築物への移転経費の補助により耐震化の取組を促進します。

（４）デジタル技術の活用とデジタルデバイドの是正

- わが国では、コロナ以前からデジタルを活用することが必要と言われてきました。例えば、福祉分野では、少子高齢化と人口減少を背景に、人材の確保・育成及び定着が喫緊の課題とされ、福祉サービス事業所におけるデジタル技術の活用による業務の効率化や、福祉職場で働く職員の負担軽減などを進めてきました。
- 新型コロナウイルス感染症を発端とする外出行動の抑制や、3密（密閉・密集・密接）を避けた行動の奨励は、オンライン消費の拡大、在宅でのテレワーク、教育現場での遠隔授業の実施など、これまでデジタル化が進まなかった領域でも、デジタル活用を推し進める契機となりました。
- しかし、その一方で、「端末の操作が難しい」「近くに相談できる人がいない」といった理由などから、デジタル活用を躊躇する方が高齢者・障害者を中心に多く、デジタル技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差（デジタルデバイド）の是正に向けた取組が必要となっています。
- 都では「東京デジタルファースト条例（令和3年4月1日施行）」に基づき、「情報通信技術の利用のための能力等における格差（デジタルデバイド）の是正」を推し進めており、具体的には、高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業、スマートフォンを活用した障害者向けアクセシビリティ向上支援事業、TOKYO スマホサポーター制度などを推進しています。
- デジタルツールを作る側、また、それを利用する側の双方において、デジタル化による恩恵を享受することが必要です。

第2節 テーマ① 地域での包括的な支援体制づくりのために

(1) 包括的な相談・支援体制の構築

【現状と課題】

- 国及び地方公共団体には、地域住民等と連携して、地域生活課題の解決を促進する施策の展開等をする責務があります（社会福祉法第6条第2項）。
- また、社会福祉法第106条の3により、区市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めることとされています。
- 区市町村は、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、地域住民等による解決が困難な課題については、区市町村が中心となって、支援関係機関と連携し、総合的な相談支援体制を整備することが必要です。
- 区市町村は、支所・出張所などの総合的な行政窓口のほか、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域包括支援センター、障害者総合支援法³に規定する基幹相談支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する子育てひろば（地域子育て支援拠点）、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する生活困窮者自立相談支援機関、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する福祉事務所など、各分野の専門相談窓口を設置しており、これらは区市町村が直接あるいは社会福祉法人等に委託して運営しています。
- 社会福祉法第106条の2では、地域包括支援センター等の事業を運営する者は、自ら解決に向けた支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、支援の必要性を検討した上で、関係機関に対し、課題の解決に資する支援を求めよう努めるものとされています。
- 国は、平成29年3月、2件の通知を発出し、地方公共団体や事業者による積極的な取組を促しています。
 - ① 地域づくりに資する事業の一体的な実施について
介護保険制度、障害者総合支援制度、子ども・子育て支援制度などの各制度に基づく、地域づくりに資する事業を連携して一体的に実施できることや、職員が複数の事業に従事できることを示しています。
 - ② 社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について
社会福祉施設等の職員が、施設等の利用者の自立等に資する地域活動に取り組む場合は、福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱えることを示し

³ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

ています。

- 複合的な課題やはざまの課題に対応するためには、分野ごとの縦割りを排するとともに、課題の困難性に応じて身近な圏域からより広い圏域へと、情報と支援が複層的につながっていく仕組みを整備することが必要です。相談窓口や支援関係機関などの組織と専門職が持つ力を広げ、結び付けることで、アセスメント機能とコーディネート機能を発揮して地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制を整備する必要があります。
- 住民に身近な圏域で個別の課題解決を図るための協議及び検討の場として、介護保険制度による地域ケア会議などの既存の場を拡充することも考えられますが、地域によっては、こうした場やコーディネート機能が複数存在し、参画する関係者が重複している場合もあります。区市町村は、新たな場の立上げだけでなく、既存の場や機能の整理や再構築も含め、地域における適切な体制を整備することが重要です。
- 令和3年4月に、区市町村が包括的な支援体制を構築するための方策として、社会福祉法第106条の4により「相談支援」「参加支援」「地域づくりに対する支援」に一体的に取り組む、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本事業を実施するに当たり、多機関の協働をコーディネートし支援プランを作成する取組や社会参加に当たっての支援、専門職のアウトリーチによる継続的な伴走支援の取組が本事業の実施に伴い創設された重層的支援体制整備事業交付金の対象となるほか、既存の相談支援事業や地域づくりに対する支援についても、既存の事業の交付金を重層的支援体制整備事業交付金として一体的に執行できることとなりました。
- また、重層的支援体制整備事業の実施に当たり、国は令和3年3月に「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」を発出し、社会参加に向けた支援の実施に当たっての福祉サービス事業所等の活用の考え方や各事業の指定基準等との関係、報酬・委託費等との関係等の具体的な運用について示し、社会参加に向けた取組を実施する際に、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業者等、地域資源の積極的な活用を促しています。
- 都内の区市町村では、12区市（令和5年度）が重層的支援体制整備事業に取り組んでいるほか、国の補助金等も活用し、身近な地区での相談支援体制を充実させるために包括的な相談窓口の設置や既存の相談機関同士の連携を推進しているほか、地域福祉コーディネーターの配置や相談機能・居場所機能・ネットワーク構築機能を併せた多機能型の拠点を活用した地域づくりを支援するなど、地域の実情に応じた体制の構築が行われています。